

土佐和紙振興対策推進会議設置要綱

(設置)

第 1 条 土佐和紙の伝統産業としての振興を図るために策定した「土佐和紙総合戦略」に基づく取り組みについて、フォローアップや検証等を行い、より効果的かつ実効性のある取り組みとするため、「土佐和紙振興対策推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 土佐和紙の原料確保に関すること。
- (2) 用具の確保と土佐和紙生産者の後継者育成に関すること。
- (3) 土佐和紙の P R ・ 販売促進 ・ 新商品開発に関すること。
- (4) 土佐和紙文化の発信と無形文化遺産登録に関すること。
- (5) 前各号のほか、推進会議の目的を達成するために必要と認められる事項。

(委員及び組織)

第 3 条 推進会議の委員は、別表のとおり知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の 3 月 31 日までとし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員会に委員長 1 名及び副委員長 1 名を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、会議に参加させることができる。

(会議)

第 4 条 推進会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選任される前に招集される会議については、知事が招集することができる。

- 2 会議は公開とする。ただし、推進会議において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

- 3 第3条1項に定める委員が推進会議を欠席する場合、委員長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。ただし、委員長及び副委員長が選任される前に招集される推進会議は、第3条1項に定める委員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務が終了した後も同様とする。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、商工労働部工業振興課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、令和3年2月12日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月11日から施行する。

別表

「土佐和紙振興対策推進会議」委員名簿

氏名	所属・役職
<製紙業界>	
大勝 敬文	高知県手すき和紙協同組合 理事長
森澤 正博	一般社団法人高知県製紙工業会 理事長
<流通関係者>	
木村 まど可	株式会社小津商店 小津和紙 副店長
<大学等有識者>	
田中 求	高知大学地域協働学部 教授 (和紙の力再構築プロジェクト代表)
<支援機関>	
松井 大治	高知県中小企業団体中央会 経営支援部 部長
川崎 聡	公益財団法人高知県産業振興センター 地産地消・外商推進部 外商課 課長
<市町村>	
矢野 康孝	土佐市 産業振興課長
岡村 寛水	いの町 産業経済課長
<県>	
岡崎 拓児	商工労働部 工業振興課長
青木 敏純	農業振興部 環境農業推進課長
信吉 真奈美	産業振興推進部 地域産業振興監 (仁淀川地域担当)
中内 勝	文化生活スポーツ部 歴史文化財課長
刈谷 学	紙産業技術センター 所長